

外交官・領事官・外国軍隊の特権免除

【教科書：pp.87-94】

I. 外交官・領事官とは？

- 外交関係に関する国際法 慣習法→法典化
- 役割
 - 外交官
 - 領事官：
- 任命・受入れ
 - 外交官
 - 信任状・アグレマン
 - アグレマンの拒否
 - ペルソナ・ノン・グラータ
 - 「自己完結的制度」
 - 領事官
 - 認可状（外務大臣に委任状を提出し、接受国が認可状を発行）

II. 外交官の特権免除

- 特権免除の根拠
 - 治外法権説
 - 代表性説
 - 機能的必要説
- ウィーン条約：
- 特権免除の範囲
 - 不可侵権
 - 身体の不可侵
 - 公館の不可侵
 - 外交的庇護の否定
 - 在英リビア人民代表部事件(1984)
 - 在瀋陽日本総領事館駆け込み事件(2002)
 - ◇ 領事館不可侵→同意の推定？業務利用部分のみ？
 - 文書・通信の不可侵

国際法 I レジューメ (第 17 回)

- 裁判権免除
 - 刑事裁判
 - 領事官
 - 民事裁判 (行政裁判)
 - 例外

IV. 外国軍隊の特権免除

- 外国軍隊駐留の根拠
 - 外国軍隊の地位協定
 - ✧ 特権免除の根拠・範囲
- 在日米軍の場合
 - 日米地位協定
 - ✧ 民事裁判権 (地位協定 18 条)
 - ✧ 刑事裁判権
 - 米国が第一次裁判権を認められる場合 (地位協定 17 条 3(a))
 - ジラード事件 (前橋地判昭 33・11・19 判例時報 131 号 4 頁)
 - 被告人の取扱い (地位協定 17 条 5(c))

「日本国が裁判権を行使すべき合衆国軍隊の構成員又は軍属たる被疑者の拘禁は、その者の身柄が合衆国の手中にあるときは、日本国により公訴が提起されるまでの間、合衆国が引き続き行うものとする。」
 - 刑事裁判手続に係る日米合同委員会合意 (平成 7 年 10 月)

「一 合衆国は、殺人又は強姦という凶悪な犯罪の特定の場合に日本国が行うことがある被疑者の起訴前の拘禁の移転についてのいかなる要請に対しても好意的な考慮を払う。合衆国は、日本国が考慮されるべきと信ずるその他の特定の場合について同国が合同委員会において提示することがある特別の見解を十分に考慮する。

二 日本国は、同国が一にいう特定の場合に重大な関心を有するときは、拘禁の移転についての要請を合同委員会において提起する。」

日米地位協定 Q&A (外務省)

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/usa/sfa/index.html>